

船舶事故調査報告書

令和2年11月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和2年6月12日 04時30分ごろ
発生場所	山口県萩市越ヶ浜半島西岸沖 虎ヶ埼灯台から真方位188° 1,160m付近 (概位 北緯34° 27.0′ 東経131° 23.7′)
事故の概要	漁船 <sup>まき</sup> 真丸は、北進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和2年6月24日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 真丸、4.87トン
船舶番号、船舶所有者等	YG3-46742（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	舵柱に曲損、シューピースに擦過傷
気象・海象	気象：天気 もや、風向 北、風力 1、視界 不良 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	<p>本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、船長が、約7ノットの対地速力で手動操舵により、越ヶ浜半島西岸沖の簡易灯標間を北西進後、もやがかかり、前路に目標となる灯火がない海域を目視のみで航行を続け、転針地点に達したと思い、右舵を取ったところ、越ヶ浜半島西岸寄り（以下「本件浅所」という。）に乗り揚げた。</p> <p>船長は、もう少し直進してから右舵を取るべきであったが、夜間にもやがかかったため、目視で前路を確認することに注意を向け、レーダーやGPSプロッターを見ていなかった。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.4m、船尾約1.4mであった。</p>
分析	本船は、越ヶ浜半島西岸沖を北西進中、船長が、もやがかかり、前路に目標となる灯火がない海域を目視のみで航行したことから、転針位置に達していないことに気付かず右舵を取り、越ヶ浜半島西岸寄りを北進し、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が越ヶ浜半島西岸沖を北西進中、船長が、もやがかかり、前路に目標となる灯火がない海域を目視のみで航行したため、転針位置に達していないことに気付かず右舵を取り、越ヶ浜半島西岸寄りを北進し、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・もやがかかり、前路に目標となる灯火がない海域を航行する場合</li> </ul>

	<p>は、目視で前路を確認するばかりでなく、レーダーやGPSプロッターを活用して船位及び周囲の状況を確認しながら航行すること。</p>
--	---